

も、現在、国立大学法人では一千万円までの調達
がこれ随意契約でできるんですけれども、独法で
は実は百六十万円でしかできないんですよ。百
六十万円というと、本当に細かい機材までこれは
一般競争入札にしなきゃいけないということで、
これは大変研究にちよっと支障が出ちゃうところ
が多いと思っんですけれども、この点は研究開発
の特性に応じた運用というのはできないんですよ
うか。

政府参考人（市川健太君） 御指摘の点は、昨
年末、閣議決定を政府内で検討する際に非常に大
きな論点になったところでございます。

まず、後段の随意契約ができる限度額から申し
上げますが、これは、平成十九年六月の参議院決
算委員会決議において、随意契約の限度額を国の
基準よりも高くしている法人が数多く見受けられ
るということから、百一独立行政法人全てを対象
に見直しを行うというふうに決議されたことを受
けてまして、独立行政法人整理合理化計画において
独立行政法人の限度額の基準を国と同額に設定す
るよう措置したところでございます。随契限度額
についてはこのような背景があることから、今回
の改革でも引き続き同額を維持することとしてお
ります。

しかしながら、前段で委員御指摘になりました
随契が本来可能であるにもかかわらず一般競争入

札となり、円滑な事務の実施に支障を来している
という問題について解決を図っていかねければな
りません。現在、現状を見ますと、独法を含む公
共調達全般については随意契約をより競争性の高
い契約へ移行する取組が進められてきておりまし
て、これは今後とも続けてまいります。

しかしながら、特殊な機器等で調達先が限定さ
れる場合や緊急の場合など、国の調達手続では
随意契約を行うことが認められている場合であつ
ても独法では一般競争入札が行われ、結果として
国際競争上のマイナス要因になっているとの指摘
があつたところでございます。

このため、昨年末の改革の基本方針の閣議決定
では……

委員長（水岡俊一君） 時間ですので、お答え
を簡単にしてください。

政府参考人（市川健太君） はい。
総務省が随意契約が可能なケースを具体的に示
し、各法人が随意契約によることのできる事由を
会計規程等において明確化するという方針を示し
ておりまして、これによって公正性、透明性を確
保しながら調達の合理化を図るといふ見直しを行
つてまいりたいと思っております。

古川俊治君 どうもありがとうございます。以
上で質問を終了します。

蓮舫君 民主党の蓮舫でございます。

今回の独法の改正案、政府は、制度本来の趣旨
にのっとって法人の政策実施機能の最大化を図り
官の肥大化を防止、スリム化を図る観点から抜本
的に見直す」と説明。これは私たちが行ってきた行
革の姿勢と全く重なりますので、賛成します。

ただ、我々の政権のときに、当時、制度創設が
ら独法は十年たっていて、組織の在り方、業務運
営の両面で相当綻びが出ていて、それを改善しよ
うと、まずは制度そのものを改正する前に全ての
独法の事務事業を事業仕分等を使って洗い出して
公開で整理をした。その結果、政権交代前に比べ
て独法への政府からの支出、一割削減をした、あ
るいはため込んでいた埋蔵金二兆円も国庫にお戻
しをいただきました。その上で、組織の統廃合、
新たなガバナンスの構築、新しい制度の提案を行
つてきました。

今回、政府は制度の在り方の見直しが前面に出
ていますが、大臣の言うスリム化とは国からの財
政支出の削減も併せて実現する意味でしょうか。

国務大臣（稲田朋美君） 民主党法案の中のも
のは、引き継げるものは全て引き継いであります。
そして、抜本的な改革というところでは一致をし
ております。ただ、今回の法案では、独法制度自
体は意義のあるものであるということで、独法制
度自体は廃止をせずに残して、本来の趣旨に戻る
ということでございます。

それで、今御指摘のとおり、本来の趣旨に戻って、法人の政策実施機能の最大化、官の肥大化防止、スリム化を図るといった観点から、制度、組織、両面で抜本的に見直すこととしたものであります。本法案でも、運営費交付金を適切かつ効率的に使用する責務を課すこと、また、中期目標期間終了時に主務大臣が行う業務、組織の見直しについて第三者機関が厳格にチェックすることなどを盛り込んでおりまして、これは独立行政法人の肥大化防止、スリム化を図っていくものでございます。

このスリム化に国からの財政支出削減が含まれるかどうかというお尋ねでございますが、これは、業績評価に基づく業務改善、中期目標期間終了時の業務、組織の見直しなどを通じて、結果的に国からの財政支出が削減するということはあるというふうに考えております。

蓮舫君 財政支出削減だけが目的になってはいけないと思うんですね。今回の独法の改革を得ることによって、国が行うよりも独立行政法人が行った方が効率的、最大効果を発揮するとなった場合には、結果として独法に多くの事務事業を委託した方が国の支出を小さくして最大効果が出るので、相対的に財政支出が大きくなるということも私はあると思っんです。

いずれにせよ、独法がちゃんと国よりも機能する、これを目的にしっかりと見ていただきたいと

思っんですが、確認しますが、現独法通則法における独法の定義というのはどうなっていますか。

国務大臣（稲田朋美君） 現通則法においては二条において定義が規定をされております。そして、その定義を申し上げますと、独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的、効果的に行わせることを目的とするというふうに定義がされているところでございます。

蓮舫君 ありがとうございます。

今の目的は、「効率的かつ効果的に行わせること」となっているんですね。ただ、改正案を見ますと、効果的、効率的に行わせるためとなつて、そこから目的が離れました。そして、新たに類型化される三類型の独法の種類によって新たな目的がそれぞれ定義をされた。

それぞれの目的を簡単に教えてください。

国務大臣（稲田朋美君） 改正法における三類型の目的という御質問だというふうに伺います。

そして、三類型、中期目標管理法、そして国立研究開発法人、行政執行法人の三類型でございま

す。

中期目標管理法人は、公共上の事務及び事業を中期的な目標、計画に基づき行うことにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスを提供を通じて公共の利益の増進を推進することを目的といたしております。

国立研究開発法人は、研究開発を主要な業務とし、中長期的な目標、計画に基づき行うことにより、我が国における科学技術の水準の向上を通じて国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的といたしております。

行政執行法人は、国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる公共上の事務及び事業を単年度ごとの目標、計画に基づき行うことにより、正確かつ確実に執行することを目的といたしております。

蓮舫君 三類型それぞれに新たな目的が定義をされました。我々は、中期目標行政法人と同じような法案の類型化を提案したんですが、我々の法案では、その定義そのものに、「一定の自主性及び自律性を発揮しつつ中期的な視点に立つて効果的に執行することが求められるものを行うことを目的とする法人であつて」と、定義そのものに効果的執行というのを目的として入れ込みました。現政府案ではこれが削除されました。

確認ですが、全ての三類型の独立行政法人は、その目的規定の上に、効果的かつ効率的な執行、二条にある前文は係るのでしょうか。

国務大臣（稲田朋美君） 二条の前文は全ての独法に係る目的でございますので、今委員御指摘の効果的かつ効率的という目的は係るといふふうに考えます。

蓮舫君 私たちが政権にいたときに作った法案と現政府の法案、あるいは今回の政府案と民主党とみんなの党の政府案の違い、あるいは現政権下の行革推進会議がまとめた方針と現在政権下の閣議決定の違いを全部精査をしました。

まず、確認をしていきますが、これまでの独法改革においても、いわゆる埋蔵金というんでしょうか、不要資産をため込んでしまうというのをどうやって改善させるかという議論がありました。どんなに法人内部でこれまでは行革を行ったとしても、そのことによって予算縮減を実現したとしても、翌年度の運営費交付金の減額にそれが直結されたんですね。だから、どんなに自己収入を上げて、行革をして削減しても、それが運営費交付金で切られてしまうとインセンティブがなかなか行革において働かなかった、それを今回、法案ではどのようにしようとしていますか。

国務大臣（稲田朋美君） 大変重要な指摘だといふふうに思います。幾ら頑張ってもそれが運営

費交付金から削除されるのであれば、頑張ろうとか効果的にやろうとかいふのは働かないといふふうに思います。

そして、今回は、改革の基本方針の閣議決定において、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に自己収入の増加見込額を充てて行う新規事業の経費も要求できるとして、運営費交付金の要求に当たってその分を減額しなくても済むように等の弾力化を図ることとしたしております。

これは、独法の運営費交付金が想定される自己収入額では賄えない費用を手当てするという性格なものであるため、従来の硬直的な取扱いでは自己収入増加が交付金の減額要因ともなっており、先ほど委員が御指摘になったインセンティブに欠けるという批判があったことに対応して、自己収入増加が見込まれる場合に運営費交付金を減額要求することなく、自己収入の増加見込み分を新規の業務に充てて事業規模を増やすことが可能となるという工夫をしたところでございます。

蓮舫君 賛成です。法人努力で自己収入を増やして、それまでの業務に充てていた運営費交付金が減額されないとすると、新たな利益分を新しい事業に投資をしていく、経営側の裁量も広がるんですね。この新規業務が効果を発揮して、更に自己収入の増加につながっていく場合、それまでの

法人内での過去の事務事業というのは整理をされていきますし、新陳代謝が働いて、結果、国からの交付金の減額にも自然とつながっていく姿を私は支持したいと思えます。

ただ、法案の条文にはないので、これは何をもって担保しますか。

国務大臣（稲田朋美君） 御指摘の何をもって担保をするかということですが、これは昨年末の改革の基本方針で決定をしております、政府として意思決定をした閣議決定で担保をされているといふふうに考えております。

蓮舫君 今回の独法の改正、政府案の方針を決めた閣議決定は平成二十五年十二月二十四日です。その四日前の十二月二十日、行革推進会議が「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」をまとめています。行革推進会議の議長は総理ですから、この方針を受けて、政府として独立行政法人改革等に関する基本的な方針を閣議決定。これ読み比べたんですが、一点、行革推進会議がまとめたものの文章から閣議決定になったときに文章が抜け落ちている箇所がありますが、御存じですか、大臣。

国務大臣（稲田朋美君） 今御指摘の十二月二十日の基本方針と閣議決定のもの、私は基本的には同一だといふふうに認識をいたしております。

蓮舫君 よく読んでいただきましたか。これは

思っていますが、行革推進会議は、経営努力促進として、自己収入増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする、これ今確認しました。ところが、同時に、その後、後段にこう書かれていたんです。なお、実際の自己収入の額が見込みの額より減った場合には、法人の業務に対する国民のニーズが減少している可能性もあり、その原因を分析し、事務事業の見直しなど必要な経営改善を行うことは言つてもないと。これが丸々カットされています。

つまり、行革推進会議と閣議決定を比較して削除したのはここだけなんです。自己収入が減った場合の手当てをどうするか、何でこれ削除したんですか。

国務大臣（稲田朋美君） 御指摘の点については、今委員がお読みになったことを聞いて、私はそれは当然のことだということ盛り返まなかったのではないかとどうふうに考えます。

蓮舫君 当然と思うことは、閣議決定や法律条文で担保しないと骨抜きになるんです。行革大臣はそこをしっかりとチェックしなければいけない。細部は本当に細かいところに宿つちやうんですよ。つまり、自己収入が増えたときには運営費交付金を削減しないけれども、経営努力をしても経営

努力をしなかったとしても自己収入が増えなかった場合には法人内部で見直していただきたいというのは、これ当然のことは、是非今運用面で担保をする努力をしていただけませんか。これ簡単です。行革推進会議でいまだ一度上書きすればいいと思いますが、お願いできますか。

国務大臣（稲田朋美君） 今委員の御指摘の点をもう一度私もチェックをして、検討してまいりたいと思います。

蓮舫君 ありがとうございます。
次に、役員の任命について伺います。

ここは現政権と民主党と本当に大きく違う。今回衆議院で修正されて送付をされてきましたが、法人の長、監事の任命について、私たちの法案は原則公募としました。政府は原則公募を撤回した。修正前の政府案ではどうなっていますか。

国務大臣（稲田朋美君） 主務大臣は、前二項の規定により法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ公募、当該法人の長又は監事の権限の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう、候補者の推薦の求め、その他の適任と認める者を任命するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないというふうになっておりました。

蓮舫君 つまり、必要に応じ公募、候補者の推薦の求め、適任と認める者を任命と、並列になっ

ちやつたんですね、公募が。今回の衆議院の修正でも公募の活用にも努めなければならないということで、やはり並列になっているのは実は変わらないんです。これ、なぜ原則公募にしなかったのでしょうか。

国務大臣（稲田朋美君） 公募の良さというのはあると思います。幅広くから募ることができるといふ意味、そして、その手続が非常に透明性が担保されていて国民がどう選んだかということが分かるという意味でいい面があると思います。

ただ、一方で、公募を実施したものの応募者に適任者が不在で再公募の追加措置を要した場合が約一割あり、書類や面接による選考では必ずしも十分に適格性を事前に把握できなかったという事例もございます。また、公募という方法では任命者は基本的に応募者の中からしか選ぶことができず、任命者自らの発意で主導的な人事になじみにくいという面もあります。

役員の任命に当たって最も重要なことは、主務大臣から与えられている政策目標の実現に向けて最適な人材を登用することであつて、その方法には公募、推薦、多様な方法があり、その中で適材適所、最適な人材を確保するという選択は任命権者の責任で行われるべきものであるという、そういう考えで、法人運営による重要な職である法人の長及び監事の任命に当たっては、原則公募とい

う義務付けはせず適任者を得るための選択肢の一つと位置付けたということでございます。

蓮舫君 例外一割のために原則を外すというのは、やはり今の説明では私は納得できない。

今回、独法の自主、自律性、裁量を広めます、自由度を広めます。そうなると、大事なものはやはり情報公開ということになってきますので、透明性を担保させるというのが何よりも大事なんですね。

今大臣おっしゃった公募がなかなか応募者に適任者がいなかったという場合、これ、私が大臣のときもよくありました。再公募という話で、それは手間暇が掛かります。ただ、結果として、多様な人材の中から透明性を確保して適格者を見付けるといふ、この手段は私はやっぱり有効性がとても高いと思っております。やり方だと思いません。原則公募において、応募者に適任者がいない場合には候補者の推薦を求めるとか、あるいは適任と認められる者を複数公募に推薦して、そしてそこからもう一度選んでいく。つまり、原則公募にしておけば運用面でいろいろなことが可能になってくるんです。

政府案では、今、公募の手段を経ずに大臣の判断だけで任命が可能になるんです。大臣に近い、大臣に長く仕えた人が再就職先として独法の長、監事に任命されたのではないかと臆測を呼ばない

仕組みはやっぱり要るんじゃないですか。

国務大臣（稲田朋美君） 適材適所、本当に能力のある人になってもらうというのはすごく重要なことだと思います。そして、その選び方で公募の良さもあるし、大臣自らという場合もあるのかと思います。ただ、今御指摘になった、それを国民にきちんと説明して透明性を確保していくということはとても重要なことだといふふうに思います。

ですから、公募によれば透明性もおのずと確保されているわけでございますので、公募によらない場合、そういった、どうやって透明性を確保していくかについては国会でも、衆議院でも御議論がありました。国会での御審議を通じて検討していきたいというふうに思います。

蓮舫君 説明責任はもちろんなんですけれども、制度として透明性を担保するというのを外しては絶対いけないと思っております。

私たちの法案では、法人の長、監事の任命は内閣の承認を得て主務大臣が任命としました。公募を得た上で主務大臣が決めたとしても内閣のチェックが入る。でも、現政権ではこの内閣の承認を得てを削除しました。なぜですか。

国務大臣（稲田朋美君） やはり、それは主務大臣の政策目標を達成するためにどのような人材が必要かと、そしてその長、監事に適任者を確保

する責任者は誰か、また権限者は誰かといえますと、やはり政策責任者である主務大臣にあるといふふうに思います。そのため、主務大臣の人事権を尊重して、内閣の意思決定である内閣承認を得ることはしないとしたものでございます。

ただ、現在も行っている法人の長の任命に係る閣議口頭了解というのは、それを各大臣にお知らせするという意味では必要ではないかと思えます。

蓮舫君 大臣が全て行革の意識があつて立派な方だったらいいんですよ。だけど、大臣によっては、時として善かれと思つて決めた人事が第三者あるいは国民から見たらお友達人事じゃないか、あるいは近い人の情実人事じゃないかと映ることがある。だから、閣議口頭だけでは、閣議口頭というのは、閣議でその場でできませんと口はなかなか出せないんです、制度として。だから、内閣の承認を得ると私たちの法案では定義付けたんです。そのことによって、行革担当大臣が、それは国民から見たら理解得られませんよと、そこで歯止めを掛けるようにしたんですね。

是非、これ、もう法案変えられないでしょうか、運用でこういうふうに行革担当大臣がどこかで関われるように、私たちは運用でそれをやってきました。大臣が決めた人事に対して行革担当大臣が、本当にこれは公募で適正なのか、大事なのか、国民から誤解を呼ばないかという運用をして

きました。それは考えていただけますか。

国務大臣（稲田朋美君） そういふ観点からのチェックは今もやっておりますし、それは行革担当大臣としてこれからもチェックすべきだといふふうに思います。

蓮舫君 次に、法案では公募が「必要に応じ、」と「これ冠が付いていますね。この必要に応じは、平成二十一年九月二十九日の民主党政権下の閣議決定「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」、この方針によるものでよろしいでしょうか。

国務大臣（稲田朋美君） そういふことでございます。

蓮舫君 この対応方針というのは、国民の天下りに対する厳しい批判を受けまして、公正で透明な人事にするために公募を導入し、公募で公務員OBが選ばれた場合は問題としないとする内容です。それを引き継いで法案の必要に応じに当てはめてくださっているんですね。

ただ、その後、政権が替わったり、担当大臣が替わったり、あるいは考え方がその政権によって変わることによって、必要に応じに当てはまる閣議決定が新たにされた場合には、これは上書きされてしまいますよね。

国務大臣（稲田朋美君） 現時点で、この法案における必要に応じの必要があるといふふうに認

識をいたしております。ただ、今後、政権交代等があつて、また社会情勢の変化によってこの扱いを変えることがないのかという点、それはあり得るといふふうに思いますが、ただ、一旦閣議決定をせずとやってくるものを変えるには、それなりの国民に対する説明責任がなければならぬといふふうに思います。

蓮舫君 国民に対する説明責任があるといふ前提ならそれは変えられるということを考えて、この必要に応じの民主党政権の考え方が今後変わる可能性があるから、その確実性を私はどこかでやっぱり担保してもらいたいと思つたんです。

我々のときに公募を導入することによって、独法役員に占める退職公務員の比率は政権交代前の三割から七％に低下をしました。ここは堂々と優秀な国家公務員OBも就任をされているんですね。だから、やっぱり手段を透明にするということは大事なことで、それが、法律に書いてあるものが不確実性があるのであれば、是非これは現政権の姿勢として、もう一度閣議決定してもらって担保をしてもらつたということも考えていただけますか。

国務大臣（稲田朋美君） 私は、その必要性に応じの必要性の……

蓮舫君 必要に応じ。
国務大臣（稲田朋美君） 必要に応じの必要に民主党政権における閣議決定が当たるといふふう

に考えておりますし、その閣議決定を変えるといふことはしておりませんので、当然引き継いだといふふうに認識をいたしております。

蓮舫君 大臣は引き継いでくださつて有り難いんですが、大臣がずっと行革担当大臣、おられるといふ保証もないので、やはりそれはしつかりと私は何らかの政府決定で担保をしてもらいたいといふのを、これは是非どこかでもう一度考えていただきたいと思つたんです。

次に、役員報酬 自民政権下です。平成十九年十二月二十四日の閣議決定、独法整理合理化計画で法人の長の報酬は国家公務員の事務次官以下とする。法人における一律の上限を定めてきました。これ、我々も引き継いだ。私たちの政権のときにも、平成二十一年の十二月七日に独法の事務・事業の見直しの基本方針を閣議決定して、給与水準を国家公務員と同等となるように努めてきました。今回、これ上限撤廃します。なぜでしょうか。

国務大臣（稲田朋美君） 独法法人の役員報酬については、これまで独立行政法人整理合理化計画において法人の長の報酬は事務次官以下とするとされて、これが各法人一律の上限となつてきました。

しかし、先ほど来、研究開発法人の問題など、一律の上限を設けていることによって、かえつて

法人が必要な人材を確保できないおそれがあるのではないかと、独立行政法人の業務内容、法人規模など、それぞれの異なる特性から必要な人材を確保できないおそれがあるという指摘がなされてきました。

このため、昨年末の改革の基本方針では、現在の硬直的な仕組みを改め、法人の事務、業務の効率的、効果的な実施に必要な場合には、法人及び主務大臣が説明責任を果たした上で、法人の長の報酬を事務次官以上とすることも可能とするよう見直すということにいたしました。これを踏まえ、必要に応じて報酬を柔軟に設定できるよう、役員報酬の上限に関する規定を通則法上置かないということにいたしました。

蓮舫君 私たちの法律案では、内閣総理大臣が定める額を超えてはならないと上限設定を求めたんです。それはなぜかというと、たった一つ、独法の役員というのは公益を追求する立場です。かつ、税金でその運営がカバーされているので、国家公務員の給与を大きく超える支給が国民の理解を得るのはやっぱり難しいと思います。

ただ、今大臣も指摘したように、研究開発とかその法人の特殊性から、高額で優秀な方を招聘することによって業務の効率化、効果的運営を実現できて、それが結果として国の行う事務事業より費用対効果が高くなる場合もある、スリム化が行

われる、それは否定をしません。ただ、そうした特殊事例の場合は、国民に納得いただける説明、情報公開をすれば事足りるので、むしろ原則上限を設定をして、特殊事例の場合だけ上限撤廃を別途設けるのをやればよかったですか。

国務大臣（稲田朋美君） 意図しているところは同じです。ただ、今回は、報酬の上限を法定するのではなくて、昨年末の改革の基本方針に基づいて、法人及び主務大臣が説明責任をしっかりと果たすという前提で報酬を柔軟に設定することが適当というふうに考えたところでございます。

蓮舫君 柔軟な給与決定権というのは分かるんですが、じゃ、例えば、国会法で一般職の公務員は国会議員の歳費以下との上限規定があります。つまり、次官は国会議員よりも給与が低いことが定められている。行政執行法人、今回新たに設ける行政執行法人の役員の身分は、特別職だけでも公務員です。そうなると、行政執行法人の役員給与はやはり国会議員よりも低いという上限設定を求めるべきではないでしょうか。

国務大臣（稲田朋美君） 行政執行法人の役員員の報酬については、公務員型の独立行政法人である行政執行法人についても、その事務事業は多様であり、役職員の報酬、給与を一律的に上限を設けるような画一的な取扱いを行うことは適当ではないというふうに考えておりますが、ただし、

高い水準を設定しようとする法人は、高い報酬、給与を支給する必要性について十分な説明責任を果たす必要があります。

なお、行政執行法人は、国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務事業を行う法人でありますので、報酬、給与は国家公務員の給与を参酌して定めなければならないということになっております。参酌という言葉から、事務次官よりも高い報酬や国家公務員より高い給与水準について、国民の納得が得られるような必要性は現実的には想定しにくいというふうに考えております。

蓮舫君 いや、上限を求めている、法人会計によって例外規定を設けるなら分かりやすいんですが、参酌というところでもうそこは自由に説明責任さえ果たせば高く報酬を設定することも可能になるんですね。

例えば、行政執行法人でいうと造幣局なんかもあります。これは、純正画一で偽造されない貨幣を合理的な価格で安定的かつ確実に供給する、これ確実な執行を求められますよ。だけど、造幣局の最近の仕事をみると、随分と頑張っておられるんです。貨幣セット、金属工芸品の販売、国内外に販売できる丁寧な営業も行って、理事長の取組次第では自己収入を飛躍的に伸ばすことも可能なんです。ここ。そうすると、そういう

能力の高い人材を就任させて、財務省の事務次官よりも高い報酬設定が可能になるんですよ。公益を追求すると特段規定をされた行政執行法人の理事長が、こういうことも可能になる。だから、行政執行法人、国立研究開発法人、中期目標管理法、線引きをして細やかに私は対応するべきだと思います。

今回の独法の改革、先ほど来、大臣何度も言っていますけれども、業務内容を法人規模によって一律の規制を見直して特性に着目をしたと言っただけでも、報酬に関しては一律の上限撤廃を取ってしまうというのは、私はこれむしろ矛盾をしていると思いますが、いかがですか。

国務大臣（稲田朋美君） ただ、先ほど申しましたように、行政執行法人については、報酬、給与は国家公務員の給与を参酌という言葉を使っております。この意味するところは、やはり事務次官よりも高い給料を設定するというのは国民の納得は得られないというのが前提ということを想定をしているわけでございます。

なお、各主務大臣において十分な検証等が行われるようにするために、各法人の報酬、給与水準の公表様式等を総務省において統一的に整備する予定であり、きちんとした説明責任を果たす必要があるというふうに考えております。

蓮舫君 大臣の言う前提の想定というのは私も

理解はするんですけども、それは法律の条文に書き込むとか閣議決定に書き込まないと、なし崩し的に運用されるおそれがあるから、先ほど来こたわって私は指摘をしているんです。

今日、資料を付けさせていただきましたが、私たちと現政権の独法改革の違い、我々は平成二十四年一月二十日に独法の制度及び組織の見直しの基本方針を閣議決定しました。その十一か月後の平成二十五年十二月二十四日に現政権が新たな基本的な方針を閣議決定、それを受けて今回の法案ができています。我々の改革の方向として、独法の特性に着目をした類型化とか、あるいはガバナンスの強化、国の関与の強化、一貫性、実効性のある目標、評価の仕組みの構築、大きく変えたい部分はほとんど引き継いでいただきました。ありがとございます。評価をします。ただ、記述そのものが削除されている項目も実は多い。

不要財産はどのように考えていますか。
国務大臣（稲田朋美君） 不要財産の処分については、民主党政権下で改正をされました通則法八条第三項に従うということでございます。

蓮舫君 通則法八条三項は、独法が主体的に積極的に業務見直しを行い、将来にわたりと、かなり広い時間軸で事務事業、業務実施の上で必要ないと独法が認めた場合に限り不要財産を処分と規定、そして不要財産は遅滞なく国庫納付と規定

をされているんですが、これだと独法が自ら長い時間軸の中で不要と認めないと返さなくても済むんですよ。そうやって運用されてきてしまった。だから、仕分を行ったときにフォローアップを行って、独法にたまっていった二兆円もの埋蔵金を国庫にお戻しをいただいたんです。

外部の客観的視点を入れないと独法の自主的判断では国からの交付金、税金由来の財源をためてしまつという実態を改善するためにも、我々の閣議決定では法人内部における不要資産の留保を防止する仕組みを構築するつもりです。なぜ削除するんですか。

国務大臣（稲田朋美君） もちろん、その運営費交付金で不要なもの、それは削減すべきだというふうに考えます。

それをどうやってチェックするかということでもありますけれども、それは、例えば行政事業レビューなどもそうでしょうし、そういう対応するということとは私は当然だろうというふうに思います。

蓮舫君 行政事業レビューで二重、三重にチェックをするのは当たり前ですよ。独法の改革を行うのであれば、その改革を行う閣議決定の基本方針に、なぜ不要財産をため込まない仕組みをつくるか我々が書いたものを削除したのか。これ、大きな私たちとの考え方の違いだと思います。じゃ、もつ一つ、不適切な支出をチェックする

必要性はどうか。

国務大臣（稲田朋美君） 平成二十四年一月の独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針の閣議決定において、今御指摘の不適切な支出をチェックするという記述があったことは承知をいたしております。独立行政法人が支出する会費等契約によらない支出については、政権交代後も、平成二十四年三月の独立行政法人が支出する会費の見直しについて等に基づいて、各法人、所管府省における見直し、点検や、各法人における支出の公表を引き続き実施をしているところでございます。

今後とも、各法人、所管府省において、会費の支出を含めた独立行政法人の不適切な支出については適切に見直しを図られることが重要であるというふうに考えております。

蓮舫君 独法自体が見直しを図らせるために閣議決定に書き込んでおかなければいけなかった項目を現政権は削除をしました。

なぜ私たちがそれを書いたかというと、例えば原子力村、人、金の持ちつ持たれつの構造が国民から大きな批判が起きました。日本原子力研究開発機構、独法の機構の職員が、関係省庁の国家公務員OBが再就職している公益法人等に、機構から、契約によらない、契約以外の金銭交付支出が判明しました。平成二十一年度半期だけで約一億

です。これ、何に使われたか。支出内容は、独法や国からの天下り先がいる法人等への賛助会員の年会費ですよ。一か月で四百万円会費を払っている事例もありました。その会費が天下りの人件費に回っていると疑われました。

だから、税金が独法を通じて天下り団体に会費で流れるなんということがあってはいけないうして、私たちは、不要、過大な会費の支出を含め不適切な支出をチェックし、公表する仕組みを構築すると閣議決定したんです。何でそれを削除したんですか。

国務大臣（稲田朋美君） 先ほど申し上げましたとおり、平成二十四年三月の独立行政法人が支出する会費の見直しについて等に基づいて、各法人、所管府省における見直し、点検や、各法人における支出の公表を引き続き実施をしているところでございまして、閣議決定では言及されていないものの、引き続き実施をするということでございます。

蓮舫君 民主党政権時代に決めたことを守っているからいいだろうというのは、それは一義的にはいいかなと思えるんですけど、担保されなきゃ駄目なんですよ、閣議決定なりなんなりで。わざわざ基本方針で担保される閣議決定内容から削除をしているのが私は全く理解できないし、それが現政権の行革に対する非常に甘い、緩い姿勢だと

指摘せざるを得ないんです。

公務員OBの再就職先との取引状況はなぜ削除したんでしょうか。

国務大臣（稲田朋美君） 公務員OBの再就職先との取引状況については、既に総務省における退職幹部公務員の再就職先の公表、各法人による契約金額や契約先等の情報公表が行われており、これらを参照して公務員OBの再就職先との取引状況を把握可能であることもあり、また法人の事務負担も考慮して開示の義務付けまでは見送ったところでございます。

ただ、本件については衆議院の附帯決議もございまして。関連法人の取引状況について、どのような取引状況の開示の方法が適当であるか、総務省と連携をして検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

蓮舫君 大臣、これ、もう一度ちょっと調べていただきたいと思えます。

前々の問合せで事務方から聞いていますが、大臣が答弁している、既に公表されている情報で把握可能なので義務付けを見送ったと。把握可能じゃありません、把握できません。つまり、再就職先、再就職者がいる法人と独立行政法人の取引の内容は、相当緻密に調べないと、情報公開前提で分かりません。

JAEAの原子力村、これも納税者の理解は得

られませんでした。都市再生機構、URの人、金のもたれ合いもこれもひどかった。我々が政権を担った直後、平成二十年度末の情報を調べました。URの出資等でできた会社など、特定関連会社、関連会社、関連公益法人、それとURとの取引、UR関連法人全ての総売上高に占めるURに係る売上高は四九%、もう半分もたれ合っちゃっているんです。

随契約の割合は五割、額にして七百二十五億、役員への再就職者数は百一十一人、職員への再就職者数は百九十六人、税金が国から機構に流れた、機構から天下りのいる法人に流れた、お互い持ちつ持たれつの還流、随契約で民間が参入できない仕組みになって、我々はこれを洗ってきた、この経緯は御存じですか。

国務大臣（稲田朋美君） URに関しては、自公政権においても、平成十九年の独立行政法人整理合理化計画の閣議決定を踏まえて、関連会社との随意契約を平成二十五年までに原則全て競争性のある契約方式へ移行させるとしたほか、平成二十一年には関係会社の剰余金の返納に着手しております。

今御指摘の民主党政権でございますけれども、平成二十一年の十一月の独立行政法人の契約状況の点検・見直しについての閣議決定を踏まえ、URにおける競争性のある契約方式への移行を二十

二年度に前倒して完了させることとしたほか、平成二十二年の十二月の独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の閣議決定を踏まえ、URに対し、関係会社利益剰余金百四十億円をURに返納させるように要請をされたところでございます。この結果、平成二十四年度には関連会社との関係の競争性のない随意契約は、URが事務所として建物を賃貸借する契約六件一億円に限定され、また平成二十五年にはさきの百四十億円の利益剰余金の返納が実施されたところでございます。

この結果、機構の役職員であった者の関係会社に再就職している役員数は、平成十八年度末、三百六人、二十八社から、二十四年度末、七十六人、二十五社に大きく減少しているところであります。また、今回のUR改革において、昨年末の改革の基本方針の閣議決定において、URの契約の在り方について整理した上で平成三十年末までにその数を半減することとしたしております。

蓮舫君 資料二枚目に付けました。今どうなっているか調べました。機構からの再就職者が減ったというんですが、特定関連会社の役員に占める天下りの割合、依然三七%です。関連会社へは四人に一人がまた天下り。再就職だけならまだしも、併せて随意契約。今大臣が堂々と答弁をされた平成二十年度末四九・五から〇・一%へ大きく下がって、一見すると競争入札、企画競争へと改革が進んだかのように見えるんですが、特定関連会社、関連会社、関連公益法人全体の総売上高に占めるURに係る売上高割合、URへの依存率は四九・一%から、直近で五一・四%が上がっているんですよ。これ、どういふふうに見えますか。

国務大臣（稲田朋美君） まず、再就職の状況については、平成二十年二月の衆議院予算委員会

蓮舫君 全く違う答弁するのやめてください。随契約がなくなって競争に移ったけれども、URの関連団体がURへの依存率が高まっているのは何でなんですかというところ、改革を骨抜きにされている可能性があるんですよ。

いいですか。専門性の高い業種であれば、随契約から一般競争入札にしても、元々請け負っていた専門性を持っている法人が請けるのは、これは理解ができます。じゃ、でもどういう業務をこの関連法人が持っていたかと調べると、団地の清掃業務、管理業務、駐車場管理、同業他社が多いような、いわゆる替わってもおかしくないような業務内容ばかりなんです。それをまだ引き続き天下りにいる法人が請け負っているということは、例えば競争入札、企画入札にしたとしても、特定の

条件を入れているんじゃないですか。過去にこの事業を請け負った者だけが入札に参加できるとか、そういうところまで見ていかないと、実は改革の中身というのはチエックできないんです。

それを今回、私は、法律の改正でどういふうに担保できるか、大臣、何か答えがありますか。

国務大臣（稲田朋美君） 割合が上昇している

というところは、やはり一者心札のところだと思います。そして、競争入札しても、結果、一者心札となってしまうということだといふうに思います。

ただ、今委員が御指摘になったように、なぜ一者心札になっているかという点については厳しくチエックをしていかなければならないと思います。

蓮舫君 これも我々の政権時に書いてあったものが現政権の閣議決定では削除されているんですが、是非これ、今検討するということなので、どうすればいいか。

それは、今回、法人、いわゆる調達改革によって現政権は、随意契約によることができる場合を明確化するとしたんですが、そこに足してください。我々がやってきた閣議決定、二十一年十一月、これは、競争入札が実質的な競争が確保されているかの検証もというのを加えているんです、私たちは、それを現政権はカットしているんです。是非それ加えていただけませんか。そうしたら簡単

にチエックができるようになります。

国務大臣（稲田朋美君） 今、随意契約による

ことができる具体的なケースを総務省が示して、各法人が会計規程等において明確化することによって調達に係る公正性、透明性を確保しつつ、調達の合理化を図るといふ見直しを行うこととしたところでございます。

蓮舫君 もう一度後で議事録よく見ていただいて考えてください。全てを削除しちゃっているんですよ、大事なところが。

いいですか、先ほど埋蔵金の話ししました。この税金由来で独法経由で関連会社に流れたお金で、関連会社の中でたまり金が我々が政権取ったときにもあったから、それを戻させました。今、それを戻させていると堂々と言いました。確かに、これを見てみると、七十六億円はこれからも戻すといふうになっているんですが、それを含めてもまだ四百四億円たまっているんです。だから、私たちは独法改革の基本方針の閣議決定の文書で、関連会社等との契約の透明性を高め、多額の不要額が認められる場合には返納させる取組を強化と書き込んだんですよ。それを現政権はこれも削除しています。いいんですか、削除して。国務大臣（稲田朋美君） 削除はしておりますけれども、当然のことだと思います。蓮舫君 それが行革への姿勢と受け止めました。

削除させちゃ駄目なんですよ。今までやってきた様々なうみ、様々な問題、様々なトラブルを、せっかく行革を進めて法律を変えるのであれば、担保される閣議決定の内容には魂を入れなきゃいけないでしょう。行革というのは細かいところに宿るんです。それを全部削除して、今までの方針を恐らく踏襲してくれるから大丈夫であろうという、そんな甘さで行革を担当するのは非常に残念です、私は。

何でURにここまでこだわったかというところ、URは十三兆円もの負債を持っているんですよ。そんな借金を持っているのに返す計画がまだ具体的に立てられなくて、関連法人に、天下りがいるところに税金をばんばん流して金をためさせて、随意契約をなくしたと言いながらも依存率を高める、これは明らかにおかしいと思うんですが、これも政府の独法の基本方針を見ると、私たちが各独法について講ずべき措置としてURには、住宅・都市再生の事業による収益が本法人の有する多額の負債の返済に充てられる仕組みとするとわざわざ記載をしたんです。大変な戦いでした、これ書かせるのも、でも、現政権の独法の基本方針では、これ削除されました。何で削除するんですか。国務大臣（稲田朋美君） URに関しては、私が引き継いだときに、岡田行革担当大臣の基本的な方針というものがありません。しかし、それは

大変現実に難しい、法律的にも問題を含んでおりました。

今回、URに関しては、今おっしゃったように十三兆円もの有利子負債を抱える財務構造の健全化の問題、また民間との競合が否定視される都市のタワーマンションの民業補完の徹底を両立させて、金利上昇等のリスクが顕在化しても、URが今後真に担うべき役割を果たしていけるような改革を目指したんです。これは、平成二十四年の改革案とも基本的には共通をしているというふうに思います。

ただ、岡田さんのときになさったあの改革案は、非常に住民の反発もある、また、法律的にも果たして実現が可能であったか、非常に不確かなものだったわけでありませう。

今回、私の独法の改革では、UR改革について特出しをして、ワーキンググループを設けて、過去の改革案を全て検証して、改革の趣旨が確実に実行されるように丁寧に検討を行いました。その結果、今回の改革では、都心のマンション等はサブリースにより民間事業者に運営を委ねた上、最終的な処分までの道筋を示し、それ以外の郊外の団地も、関係会社が担う管理業務のコストの大幅削減、収益性の低い団地の積極的な統廃合等により収支を大幅に改善させる、関係会社……

委員長（水岡俊一君） 大臣、おまとめください

い。

国務大臣（稲田朋美君） はい。

私が言いたいのは、そういう大きな改革の方向性を示して改革を着実に実行していくことがURの改革にとって非常に重要であって、今回はURも国交省も最後のチャンスであるということによって今改革に取り組んでいるということをお願いし上げたかったということでございます。

蓮舫君 最後の改革といっても、この負債をつくったのは自民党政権じゃないですか。ずっとつくっていたものを我々の政権で洗おうって戦ったんですよ。

その上で、今大臣、岡田大臣から引き継いで道筋を示したと堂々と胸を張られるのであれば、本筋である独法改革の閣議決定の基本的方針から十三兆の債務に対する記述をばつさり落とししたのは何でなんですか。道筋を示したというんだったら、堂々と書き込めばいいじゃないですか。そしたら、どんなに大臣が替わろうと、どんなに内閣が替わろうと、それは担保されます。思っている、やっている、だから理解してくれというのは、政府の仕事はどこかで形にしないと引き継がれないんです。甘いなど改めて思わざるを得ない。

もう一つ確認します。

第二十八条、業務方法書を今回の法案では新たに作成する内容で、役員職務の執行が法令に

適合することを確保する体制整備、その他の事項を記載とあります。

今までいろいろ私は指摘をしてきました。様々な問題はここに記載されると理解をしてもよろしいですか。

国務大臣（稲田朋美君） 二十八条の業務方法書は内からのガバナンス強化でありまして、法令遵守と内部体制の構築の義務が書かれております。そして、その中では、適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。その上で、その独法個々人の特性に合わせた業務方法書というものが作られるというふうに考えます。

蓮舫君 確認ですが、最近起こった厚労省所管のJEDD、高齢・障害・求職者雇用支援機構の問題なんですが、これは、今言った業務方法書の中でこういう官製談合が起きないように規定していただけですか。

国務大臣（稲田朋美君） 今、抽象的な御提言でありますけれども、当たり前のことだというふうに考えます。

蓮舫君 じゃ、具体的に指摘します。

安倍内閣の補正予算、使い切れなかったんですよ、じゃぶじゃぶ組んで。だけれども、厚労省として、それはしっかり使わないとやはり政権の意思に反することになるから、無理やりやっぱり

企画立案をするんです。無理やり企画立案をする
と、その事務事業を担う人が手を挙げなくなる、
不落になる可能性があって、それを避けるために
官製談合まがいのことが堂々と行われた。

短期集中特別訓練事業、天下り特殊法人に基金
を組みました。その事業を誰も手を挙げないと困
るので、J E E D に落としてくださいと、厚労省
の職員がJ E E D まで行って、額の入った仕様書
を渡して落としてくださいと話をして、そしてそ
の後、食事会、二次会にも行っている。これは補
正予算が組まれる前日ですよ。こんなことをやっ
て、それでさらに、実際に公募をするときには、
厚労省の企画競争入札のインターネットの公示に
全庁統一資格というのが先に入っていた。これ
が入っているとJ E E D は落とせないんです。J
E E D から電話があった、そうしたら、一旦出し
た公募を厚労省は削除をして、全庁統一資格と
いう要件を切って、そしてさらに公告をしている。
こういう問題はなくなりませぬ。

国務大臣（稲田朋美君） それは、今御指摘に
なった点は、委員も御質問ですし、私、厚労省で
の玉木委員の御質疑もずっと聞いておりました。
聞きながら、本当に同じような怒りを共有してお
ります。言わば、違法行為まがいのことをやらな
い、これは当然のことだといつづつに考えており
ます。

蓮舫君 怒りを覚えているんだったら、形にし
てくださいよ。形にしないで、思っている、やっ
ていると自己主張をされても、私は信頼したいん
ですけれども、それは人間関係の信頼であって、
政権の担保にはならないんですね。

今回、独立行政法人の自由度、裁量度を高めて
経営努力をしていただいて、そしてスリム化を進
めていくというんですが、それが他方で、やはり
私は独法の気の緩みにならないかというのは、こ
れはまだ私の中で疑念は消えていません。

法人の業務運営あるいは財務状況等の透明性を
高めると言っているんですが、改革の基本方針で、
法人は国民に対し説明という記述があるのが実
限られているんです。給与水準を高くした場合に
国民の納得を得られる説明、予算見積りと執行実
績の乖離が著しい場合の理由、この二つだけなん
ですよ。それ以外は、法人のいわゆる裁量、情報
公開の思いによる部分がすごく多いんですね。

私たちは、細かいかもしれないけど、今までの
過去の実績から問題があることをしっかりと担保を
して、独法にそれは守ってくださいねとつくった
ものは、現政権はほとんどそれを削除している。
例えば、役員年齢を引き上げるとか、公募は行わ
ないとか、随意契約は横行できるとか、不要財産
がため込まれるとか、関連会社や公務員O B が再
就職する法人との不透明な契約が復活することが

私は一番懸念をします。

民主党政権から改革を引き続き行くと、これは
大臣が何度も答弁していますが、是非それは行革
推進会議でもう一度御議論いただいて、我々の方
向から現政権の閣議決定で落ちた部分はもう一回
担保する必要があるのかを御議論をいただいて、
その結果もつ一度閣議決定をしていただくことが
この独法改革の更なる飛躍につながると思いま
すので、約束していただけませんか。

国務大臣（稲田朋美君） 今日、様々な観点か
ら御指摘をいただいたこと、それを仕組みとして
担保するということも検討していきたいというふ
うに考えます。

蓮舫君 ありがとうございます。終わります。
委員長（水岡俊一君） 午後一時に再開するこ
ととし、休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開会

委員長（水岡俊一君） ただいまから内閣委員
会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、古川俊治君及び大野元裕君が委員を辞任
され、その補欠として山下雄平君及び藤田幸久君
が選任されました。